

やまぐち若者定着応援事業補助金 誓約書 兼 同意書

- ・ 本補助金の申込みにあたり、山口県やまぐち若者定住応援事業補助金交付要綱に掲げる補助要件及び本誓約書兼同意書に記載されている交付に係る付帯条件を理解し、承諾したうえで、本補助金を申請します。
- ・ 山口県に生活の本拠を置き、対象住宅に居住した日から5年以上当該住宅に居住する意思があることを誓約します。
- ・ 居住後5年以内に、対象住宅に居住しなくなった場合は、速やかに知事に報告します。
- ・ 転職等の自己都合により県外へ転居した場合、又は対象住宅を取り壊し、売却、譲渡、他の者に賃貸を行った場合は、速やかに知事に報告するとともに、補助対象期間の補助額の全額を返還することを誓約します。
- ・ 県税及び市町税について滞納はありません。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと、及びこの補助金の受給が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益にならないことを誓約します。
- ・ 申請内容に虚偽はありません。申請内容に虚偽の事実が判明した場合、既に不正に受給した補助金は、指定された期日までに返還することを誓約します。
- ・ 補助金の交付に係る資格審査(居住後5年間の居住の確認を含む。)及び本制度の効果検証のため、知事及び住所地の市町長が住民基本台帳の登録状況を閲覧することに同意します。
- ・ 必要な事項について山口県から報告を求められた場合は、誠実に対応します。

年 月 日

申請者氏名	
配偶者等氏名	

《添付書類》

申請者及び配偶者の本人確認書類※の写し

※運転免許証若しくはマイナンバーカード(表面のみ)又は氏名、生年月日、新住所が明記されているこれらに類する書類